

2022年10月21日

各 位

〒231-0005  
横浜市中区本町3丁目30番地7  
横浜平和ビル4階  
神奈川総合法律事務所  
電話 045-222-4401  
FAX 045-222-4405  
神奈川労働弁護団事務局長  
弁護士 石渡豊正

### 声明文送付のご連絡

冠省 当弁護団は、神奈川県弁護士会所属の弁護士（約150名）によって構成される任意の団体であり、労働者の権利利益の擁護を目的として活動しております。

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部における弁論準備手続において国指定代理人による秘密録音が発覚した件について、当弁護団の抗議声明文をお送り致します。

ご査収いただきますと共に、上記の件について適切にご対応いただきますようお願い致します。

草々

## 国指定代理人による秘密録音に断固抗議する声明

2022年10月21日

神奈川労働弁護団

会長 小島 周一

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた労働事件（地位確認等請求事件）の弁論準備手続において、被告である国の指定代理人が非公開であるはずの同手続の様子を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事案が発生した。

本件事案は、裁判長の許可を得ずに録音をしていたという点で民事訴訟規則77条に違反する明確な違法行為である。かかる違法行為を国の指定代理人が行ったこと自体、法治国家にあるまじき言語道断の事態である。

のみならず、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人のみが在廷する場面の秘密録音は、無断で録音されることはないと訴訟当事者間の信頼関係に背き、卑怯かつ不正な手段を用いて国にとって有利な結果を得ようとするものであり、労働基準法や労働契約法等の各種労働関係法令によって保護されるべき労働者の権利・利益に対する重大な侵害行為である。

国は、本件事案によって「信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」（民事訴訟法2条）とされる訴訟当事者としての信頼を完全に失ったというべきであり、本件事案に対する厳正な対処及び実効性ある再発防止策の策定なくしてその信頼の回復はあり得ない。

当弁護団は、国に対し、本件事案に関与した指定代理人等に対する適正な処分はもとより、他の事件を含めた指定代理人等による秘密録音の実態を徹底的に調査し公表すること、調査結果を踏まえた指定代理人に対する研修等の具体的かつ実効性ある再発防止策を早期に講じ、その内容を公表することを強く求める。

以上

